

笛吹市在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給要綱

平成 18 年 4 月 1 日

告示 第 5 3 号

(目的)

第 1 条 この告示は、在日外国人高齢者・障害者等に笛吹市在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金（以下「福祉給付金」という。）を支給し、福祉の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、各該各号に定めるところによる。

(1) 被措置者

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 3 項、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 16 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号若しくは同条第 2 項の規定により施設等に入所措置されている者をいう。

(2) 公的年金

児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 3 条第 2 項に規定する公的年金給付（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 92 号）附則第 21 条に規定する老齢特別給付金を除く。）という。

(3) 重度の障害者

身体障害者福祉法第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳で身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に掲げる級別が 1 級又は 2 級に該当する者、療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省事務次官通知）に基づく療育手帳の障害の程度が重度（A - 1、A - 2 又は A - 3）に該当する者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に定める障害等級が 1 級に該当する者その他市長がこれらと同程度の身体障害、知的障害又は精神障害を有すると認めた者をいう。

(4) 中度の障害者

前号に規定する身体障害者手帳の級別が 3 級に該当する者、療育手帳の障害の程度が中度（B - 1）に該当する者、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が 2 級に該当する者その他市長がこれらと同程度の身体障害、知的障害又は精神障害を有すると認めた者をいう。

(5) 初診日

障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。

(支給対象者)

第3条 福祉給付金の支給対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、昭和61年3月31日以前から日本に居住し、本市に外国人登録(外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づく登録をいう。以下同じ。)若しくは住民登録(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民基本台帳への記載をいう。以下同じ。)をしている者又は本市に係る被措置者のうち、公的金の受給要件を制度上満たすことができない者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大正15年4月1日以前に生まれた在日外国人
- (2) 明治44年4月2日から大正15年4月1日までの間に生まれた者のうち、昭和36年4月2日以降に国外から日本国内に住民基本台帳法第22条第1項の規定に基づく届出をしたもの
- (3) 昭和37年1月1日以前に生まれた重度の障害者又は中度の障害者(以下「重度の障害者等」という。)のうち、昭和57年1月1日前に重度の障害者等となり、その初診日が同日前の在日外国人
- (4) 昭和22年1月1日以前に生まれた者のうち、昭和57年1月1日から昭和61年3月31日までの間に重度の障害者等となった在日外国人又は昭和61年4月1日以降重度の障害者等となり、その初診日が同日前の在日外国人(前号に該当する者を除く。)
- (5) 初診日が昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間にあり、当該初診日において日本国内に住所を有しなかった重度の障害者等である日本人

2 前項の規定は、昭和36年4月2日以降に日本国籍を取得した者に準用する。

ただし、同項第5号の規定は、初診日において日本国籍を取得していない者については準用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、同項第3号又は第4号に該当する在日外国人のうち、初診日において日本国内に住所を有していなかった者は支給対象者としな

4 第1項の規定にかかわらず、本市において外国人登録又は住民登録を行った日から1年を経過していない者は支給対象者としな

(支給の申請)

第4条 福祉給付金の支給を受けようとする者は、福祉給付金支給申請書（様式第1号。以下「支給申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（支給の決定等の通知）

第5条 市長は、第4条の規定により支給申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、福祉給付金の支給の可否を決定し、福祉給付金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により当該申請書に通知するものとする。

（福祉給付金の額）

第6条 福祉給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第3条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する者（同項第3号から第5号までのいずれかに該当する者を除く。）

月額 10,000円

(2) 第3条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する者のうち、重度の障害者

月額 20,000円

(3) 第3条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する者のうち、中度の障害者

月額 15,000円

（支給期間等）

第7条 福祉給付金は、第4条に規定する支給申請書の提出があった日の属する月分から第13条の規定による受給資格を喪失した日の属する月分までを支給する。

2 福祉給付金は、毎年9月及び3月にそれぞれ当月分までを支給する。

3 福祉給付金は、口座振替により支給する。

（支給停止等）

第8条 支給対象者（第3条第2項の規定により準用して適用される者を含む。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間の月分の福祉給付金の支給を停止する。

(1) 第3条第1項第1号又は第2号に該当する支給対象者の前年の所得が、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条の規定により読み替えられた同条の表第6条の4第1項の項に定める額を超えるとき又は第3条第1項第3号から第5号までに該当する支給対象者の前年の所得が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第5条の4に定める額を超えるときは、その年の

8月から翌年7月までの期間

- (2) 公的年金の受給権者となったときは、その期間
 - (3) 他の地方公共団体から第1条に掲げる目的と同様の趣旨で支給される手当、給付金等（以下「他の給付金等」という。）を受けているときは、その期間
 - (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているときは、その期間
 - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の5に規定する特別養護老人ホームに入所措置されているときは、その期間
- 2 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定を準用する。
- 3 市長は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、福祉給付金の全部又は一部を支給しないことができる。
- (1) 正当な理由がなく第17条に規定する届出をしないとき。
 - (2) 第18条の規定に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正な行為により福祉給付金を受け、又は受けようとしたとき。
（支給停止の通知）
- 第9条 市長は、第8条第1項の規定により福祉給付金の支給を停止するときは、福祉給付金支給停止通知書（様式第3号）により支給対象者に通知するものとする。
（支給停止解除の申出）
- 第10条 支給対象者は、第8条第1項に規定する事由に該当しなくなったときは、福祉給付金支給停止解除申出書（様式第4号）により福祉給付金の支給停止の解除を市長に申し出ることができる。
（支給停止解除等の通知）
- 第11条 市長は、第10条に規定する申し出を受けたときは、その内容を審査のうえ、福祉給付金の支給停止の解除の可否を決定し、福祉給付金支給停止解除（非解除）決定通知書（様式第5号）により支給対象者に通知するものとする。
（支給停止の特例）
- 第12条 第8条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず第3条第1項第3号から第5号までに該当する支給対象者が現に受給する公的年金又は他の給付金等の額が、第6条第2号又は第3号に規定する福祉給付金の額に達しないときは、その差額を福祉給付金として支給する。

(資格の喪失)

第13条 支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、福祉給付金を受給する資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市外に転出したとき(被措置者を除く)。
- (3) 重度の障害者等に該当しなくなったとき。

(資格喪失の通知)

第14条 市長は、第13条に規定する福祉給付金の受給資格の喪失を確認したときは、福祉給付金受給資格喪失通知書(様式第6号)により支給対象者又はその者が当該受給資格を喪失したときにその者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹に通知するものとする。

(未支給金の請求)

第15条 支給対象者が死亡した場合において、当該支給対象者に支給すべき福祉給付金で支給していないもの(以下「未支給金」という。)があるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者は、自己の名で未支給金の支払請求をすることができる。

- 2 未支給金を受けべき者の順位は、前項に規定する順序とする。
- 3 未支給金を受けべき同順位者が2人以上いるときは、その1人が行った請求は、全員のためその金額について行ったものとみなし、その1人に対して行った支払いは、全員に対して行ったものとみなす。
- 4 未支給金の支給を受けようとするものは、福祉給付金未支給金支払請求書(様式第7号。以下「未支給金支払請求書」という。)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(未支給金の支給決定等の通知)

第16条 市長は、第15条の規定により未支給金支払請求書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、未支給金の支給の可否を決定し、福祉給付金未支給金支給(不支給)決定通知書(様式第8号)により当該請求をした者に通知するものとする。

(届出)

第17条 支給対象者は、毎年7月1日から同月31日までの間に福祉給付金に係る現況届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

- 2 支給対象者又は支給対象者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに福祉給付金変更届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 第8条第1項第2号から第5号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第13条の規定により受給資格を喪失したとき。
- (3) 現に受給する公的年金又は他の給付金等の額に変更があったとき。
- (4) 住所又は氏名を変更したとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第18条 福祉給付金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(返還)

第19条 市長は、福祉給付金の支給後、支給対象者が第8条第1項各号及び第8条第3項各号又は第13条各号のいずれかに該当していることを確認したときは、福祉給付金を受給した者に対し、既に支給した福祉給付金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、福祉給付金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第17条第1項の規程は、平成18年度については適用しない。

様式第1号(第4条関係)

福祉給付金支給申請書

平成 年 月 日

笛吹市長様

住所 笛吹市
申請者氏名
生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日
電話番号 ()
フリガナ
通称名

次のとおり福祉給付金の支給を申請します。

なお、福祉給付金の支給について届出事項確認のため、市民税・県民税課税台帳、住民基本台帳、外国人登録台帳及び被保護者台帳を貴職が職権で調査することに同意します。

公的年金 受給の有無	有 無	有の場合は記入 公的年金の名称() 受給額 (年額 円)
老人ホーム 入所の有無	有 無	有の場合は記入 老人ホームの名称 ()
生活保護の 受給の有無	有 無	
添付書類 外国人登録済証明書若しくは外国人登録証の写し又は住民票の写し 前年の所得額を証明する書類(確定申告の写し又は源泉徴収票等) 年金を受給している場合は、年金受給額がわかる書類を添付してください。(年金振込通知書・年金額改定通知書等) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し若しくは 障害の状況について証明できる書類 本人名義の口座番号(郵便局除く) その他()		

様式第 2 号 (第 5 条関係)

福祉給付金支給 (不支給) 決定通知書

笛高第 号
平成 年 月 日

様

笛吹市長

平成 年 月 日付けで申請のありました福祉給付金の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

決定内容	福祉給付金を支給します。 福祉給付金を支給しません。	
支給対象者	決定番号	
	住所	笛吹市
	氏名	
支給開始年月	年	月分から支給
支給額	1 か月	円
支給しない理由		

- (注) 1 福祉給付金は、年 2 回 (9 月と 3 月) に分けてあなたの口座に振り込みとなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して 60 日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

様式第3号(第9条関係)

福祉給付金支給停止通知書

笛高第 号
平成 年 月 日

様

笛吹市長

次のとおり福祉給付金の支給を停止しますので通知します。

決定番号	
支給停止理由	
支給停止間	(年 月から 年 月まで)

- (注) 1 停止理由に該当しなくなったときは、福祉給付金の支給が再開されますので高齢福祉課までご連絡ください。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

様式第4号(第10条関係)

福祉給付金支給停止解除申出書

平成 年 月 日

笛吹市長様

住所
支給対象者
氏名

次のとおり現況に変更がありましたので、福祉給付金支給停止の解除を申し出ます。

決定番号	
変更内容	

(注) 変更内容はできるだけ具体的に書いてください。

様式第 5 号 (第 11 条関係)

福祉給付金支給停止解除 (非解除) 決定通知書

笛高第 号
平成 年 月 日

様

笛吹市長

平成 年 月 日付けで申し出のありました福祉給付金の支給停止の解除については、次のとおり決定しましたので通知します。

決定内容	支給停止を解除します。 支給停止を解除しません。
決定番号	
支給解除年月	年 月分から解除
支給額	1 か月 円
備考	

(注) 1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して 60 日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

様式第6号(第14条関係)

福祉給付金受給資格喪失通知書

笛高第 号
平成 年 月 日

様

笛吹市長

次のとおり福祉給付金の受給資格を喪失しましたので通知します。

決定番号	
喪失理由	<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="510 1131 1085 1176">1 平成 年 月 日死亡のため<li data-bbox="510 1232 1340 1276">2 平成 年 月 日 へ転出のため<li data-bbox="510 1332 1372 1377">3 重度の障害者又は中度の障害者に該当しなくなったため

様式第7号(第15条関係)

福祉給付金未支給金支払請求書

平成 年 月 日

笛吹市長様

住所 笛吹市

請求者 氏名

死亡した支給対象者との続柄

電話番号 ()

フリガナ

通称名

次のとおり福祉給付金の未支給金の支払を請求します。

死亡した支給対象者	氏名
	死亡年月日 平成 年 月 日
他の生計同一者の 有・無	有 (配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹) 無
添付書類 支給対象者の死亡を証明する書類 支給対象者との続柄を証明する書類(住民票等) その他()	

様式第 8 号 (第 16 条関係)

福祉給付金未支給金支給 (不支給) 決定通知書

笛高第 号
平成 年 月 日

様

笛吹市長

平成 年 月 日付けで請求のありました福祉給付金未支給金の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

決定内容	福祉給付金未支給金を支給します。 福祉給付金未支給金を支給しません。
死亡した 支給対象者	住所 笛吹市
	氏名
未支給金の額	円 (平成 年 月分から 月分まで)
支給しない理由	

(注) 1 この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して 60 日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

福祉給付金に係る現況届

平成 年 月 日

笛吹市長様

支給対象者氏名

次のとおり現況を届け出ます。

なお、届出事項の確認のため、市民税・県民税課税台帳、住民基本台帳、外国人登録台帳、被保護者台帳を貴職が職権で調査することに同意します。

昨年の所得	有 無 (前年の所得がある場合には、確定申告の写し又は源泉徴収票を添付してください。)
変更の有無	1 現況に変更はありません。 2 現況に変更がありました。(以降の該当する箇所に記入してください。)
氏名の変更	新たな氏名() 変更年月日 年 月 日
住所の変更	新たな住所 笛吹市() 転居日 年 月 日
生活保護の受給	生活保護受給開始年月(年 月から)
公的年金の受給	公的年金の名称() 公的年金受給開始年月(年 月から)
老人ホームの入所	老人ホーム名() 入所年月(年 月から)

(注) 1 、 の欄は必ず記入してください。

2 振込口座の変更がある場合は、口座振込依頼書の提出が必要です。

様式第 10 号 (第 17 条関係)

福 祉 給 付 金 変 更 届

平成 年 月 日

笛 吹 市 長 様

住 所 笛吹市
氏 名

次のとおり現況に変更がありましたので届け出ます。

なお、届出事項の確認のため、市民税・県民税課税台帳、住民基本台帳、外国人登録台帳、被保護者台帳を貴職が職権で調査することに同意します。

決 定 番 号	
変 更 内 容	

(注) 変更内容はできるだけ具体的に書いてください。